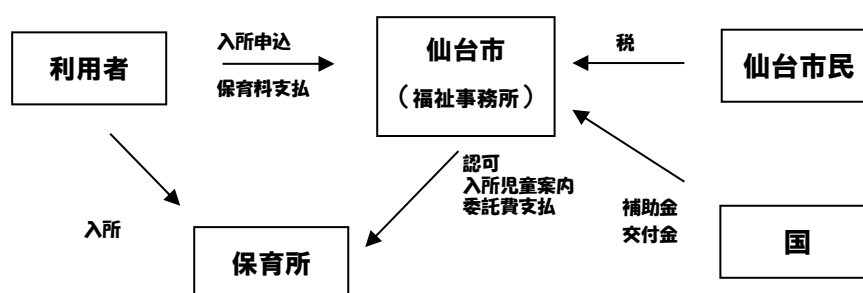


## 認可保育所の整備について

### 1 認可保育所とは

- (1) 位置づけ 児童福祉施設（児童福祉法（以下「法」）第7条）
- (2) 目的 保育を必要とする乳児（0歳児）又は幼児（1～5歳児）の保育（法第39条）
- (3) 実施責任者 市町村（福祉事務所）（法第24条第1項）
- (4) 設置者 市町村，社会福祉法人，学校法人，株式会社等法人
- (5) 入所対象児童 保護者の就労や病気等，条例で定める事由により保育を必要とする乳児及び幼児（区役所が選考します。私的契約はありません。）
- (6) 費用負担 市町村が運営者に支払い（法第51条第5号）



### 2 認可保育所を設置するには

保育所の認可にあたっては、本市の保育所整備計画や施設整備基準、保育所保育指針等に沿う必要があります。

#### (1) 設置及び運営する法人等の募集

市内各地域の保育需要の動向をもとに、当該年度の10月～11月頃、保育所を設置及び運営する事業者を募集します。募集を行う翌年度に建物建築工事等の整備を行い、翌々年の4月1日の開所を目指します。

#### (2) 選考

応募又は申請のあった方の中から、保育所設置に向け協議を行う設置運営者を本市において選考します。

#### (3) 協議

認可にあたって整備する施設の設計や保育内容について、具体的に設置運営者と本市とで協議を行います。

また、新たに社会福祉法人を設立する場合には、そのための協議を別途行います。

#### (4) 補助金の申請

本市からの補助金を受けて整備する場合に、補助金の交付のために必要な書類作成や提出等を行っていただきます。

#### (5) 工事

協議に基づき、保育所の建設工事を行います。施工主は選考された設置運営者になりますが、入札・契約関係事務は本市の取扱に準じた事務手続きで進めていただきます。

(6) 審議会への意見聴取

認可基準に適合していること、及び利用定員の設定が妥当であることについて、審議会に諮ります。

(7) 竣工・認可・確認・開所

建物が完成し、その他認可に必要な要件（職員配置等）を満たしていることを本市が確認します。また、運営基準を満たしていることを確認した後、認可書及び確認書を交付し、開所となります。

### 3 施設整備に関する基準

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生省令第63号）・「仙台市児童福祉法の施行に関する条例」・「仙台市私立保育所設置認可要綱」・建築基準法及び建築基準法施行令・消防法等に定める基準を満たすこととしています。

概要は以下のとおりですが、必ず上記のほか関連する法・基準等を確認してください。

#### 【主な設備基準】

(1) 構造

保育室等を2階に設ける場合は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第9号の3に規定する準耐火建築物（※ロ準耐は不可）とし、屋外階段等を設置すること。また、新耐震基準に合致していること。

(2) 保育室

乳児室（0歳児室）5.00㎡/人、1歳児室3.30㎡/人、2歳児以上1.98㎡/人

※面積はいずれも有効面積

なお各室には手洗い場を設ける（定員60人未満の場合は、乳児室を除き廊下等への共用スペースへの設置も可）と共に、乳児室には手洗いのついた便所を設置すること。

調乳室、沐浴室を設置するよう努めること。

また、床面積の1/5以上の採光がとれるようにすること。

(3) 屋外遊戯場（以下園庭）

2歳以上児数×3.3㎡

原則として敷地内に設置すること。但し、園庭に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあれば、これに代わることが認められることもあります。敷地内に物理的に設置できない等の場合に限ります。

(4) 遊戯室

満2歳以上の幼児を入所させる保育所には遊戯室を設置すること。

(5) 便所等

幼児用便器については概ね10人に1個の割合で設置すると共に、職員用便所及びひろびろトイレを設置すること。便所内には手洗い場を設けること。

(6) 給食スペース

厨房の他、検収スペース、食材を保管するスペースを設けるとともに、調理員専用便所、ロッカー及び洗濯機を設置すること。

(7) 駐車場・駐輪場

入所定員の1割以上の施設利用者用駐車スペース（最低  $2.5 \times 5 = 12.5$  m<sup>2</sup>/台）を確保するとともに、車いす利用者用駐車スペースを設けること。また、駐輪場を設けること。

保護者等が周辺に路上駐車を行わないような対策を行うこと。

(8) 転落防止

保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(9) 階段（保育室等を3階以上に設ける場合）

保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等からの階段のうち1つの階段に至る距離は、30m以下とすること。（直線距離ではなく歩行距離とし、実際の測定は保育室等の最も遠い部分から行うこと）

(10) 内部仕様

カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては防災処理が施されているとともに、保育室等を3階以上に設ける場合は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で行うこと。

(11) 火災通報装置（保育室等を3階以上に設ける場合）

非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(12) その他

- ・待機児童解消のため保育室及び園庭については、定員の20%増までの児童を受け入れる面積の確保が望ましいこと。
- ・入所児童の概ね3割以上の3歳未満児を入所させることができる施設の構造及び設備を有すること。
- ・特定地域型保育事業からの受入れを考慮し、2歳児と3歳児の定員の差をできるだけ多く設定することが望ましいこと。また、受入に関しては各事業者からの協議に積極的に応じること。
- ・整備予定地近隣住民に対して保育所設置に理解を求めること。
- ・一方通行や進入制限等送迎時のアクセスに問題がなく、渋滞対策が講じられていること。
- ・パチンコ店の2階や店舗型性風俗特殊営業施設の隣への設置等、保育環境に著しく影響がある場所には設置しないこと。また、風俗営業施設周辺に設置する場合は、周辺地域での説明会の開催等により、周辺地権者の理解を得ること。
- ・「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいた整備を行い、適合証を取得すること。  
（担当 建築指導課，各区街並み形成課）
- ・「杜の都の環境をつくる条例」に基づいた整備を行うこと。（担当 百年の杜推進課）
- ・「シックハウス対策マニュアル」に基づいた対策を講じること。（担当 生活衛生課）

なお、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業など）を実施する場合は、使用用途に応じたスペースを施設内に確保することが必要になります。

## 〈参考〉施設整備に関する補助金

補助金は、予算の範囲内で、交付時の各種法令・要綱等に基づき助成します。

対象	内容	事業者	補助額
建 物	建築整備	※1	国の交付金制度に基づき算出された補助金の額
	改修整備	すべての法人	
土 地	賃借料		
	土地購入費	対象外	

※1 建築整備に対する補助を受けることができる法人は以下の通りです。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 学校法人で、幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者であって、当該保育所の施設整備を行う場合
- (3) 上記以外の法人で、優先整備地域内での整備であり、かつ土地及び建物が自己所有（予定を含む）であり、駐車場、屋外遊戯場について「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」若しくは「仙台市私立保育所設置認可要綱」に定める基準を超える面積（駐車場は2倍、屋外遊技場は1.5倍）を確保できる場合

#### 4 運営に関する基準

別に定める運営に関する基準を遵守する必要があります。

#### 5 必要職員

##### (1) 施設長

児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者経歴等により委託費の単価が変わります。

また、「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」（昭和47年5月17日社庶第83号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）ほか関係通知に社会福祉施設の長の資格が示されています。

##### (2) 保育士

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生省令第63号）・「仙台市児童福祉法の施行に関する条例」・「仙台市私立保育所設置認可要綱」で定められた数の保育士を常勤により配置する必要があります。また直接処遇職員は、全員保育士の登録者である必要があります。

※常勤保育士：1日6時間以上かつ1月20日以上保育の業務の従事する保育士

上記のほか、フリー保育士（保育所において組またはグループを専ら担当しない常勤の保育士で、保育所の長でない者）を1名以上配置する必要があります。

また、委託費の各種加算措置や地域子ども・子育て支援事業の実施のため、通常の保育を上回る保育士を配置することが必要な場合もあります。

##### (3) 調理員

調理業務の委託が可能ですが、施設内での調理となります。原則として外部からの搬入は認められません。

##### (4) 栄養士

1人以上配置します。調理業務を委託する場合でも、施設を運営する法人で雇用の上配置することになります。

## 6 入所できる児童の定員等の構成

本市では次のとおりとなっています。

- (1) 上の年齢の児童数が下の年齢の児童数と同数又はそれ以上であること
- (2) 入所児童の概ね3割以上を3歳未満児とする構成とすること

### ◆ 配置基準・必要面積等一覧

年齢	保育士配置基準	部屋面積	園庭面積
0歳	児童 3人につき1人	5.00㎡以上/1人	—
1歳	児童 6人につき1人	3.30㎡以上/1人	—
2歳		1.98㎡以上/1人	2歳以上児童数1人につき3.30㎡以上
3歳	児童20人につき1人		
4歳	児童30人につき1人		
5歳			

〈例〉児童構成モデル（定員60人の場合，最大入所児童数72人）

部 屋	乳児室		ほふく室		保育室		合 計
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
最大入所児童数 (人)	8人	8人	8人	16人	16人	16人	72人
基 準 職 員 配 置 児 童 : 職 員 ( 人 )	3 : 1	6 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1	30 : 1	
	面積 (㎡)	5.00 : 1	3.30 : 1	1.98 : 1	1.98 : 1	1.98 : 1	
必要保育士数 (人)	3人	2人	2人	1人	1人	1人	10人
最低必要面積 (㎡)	40.00	26.40	15.84	31.68	31.68	31.68	177.28

※上記は，あくまでモデルですので，整備の参考程度に活用してください。

※必要最低の保育士数では，通常，勤務割が困難になります。また，クラスを担当しないフリー保育士1名の配置も必要です。

※必要面積は，手洗いやロッカー等を除いた有効面積です。

※このほか，遊戯室，厨房，トイレ，事務室，廊下等が必要となります。

## 7 開所日及び開所時間

本市では次のとおりとなっています。

- (1) 開所日 日曜祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日  
※上記の日にも保育を行うこともできます。（休日保育）  
その場合、実施に係る準備等に対して助成金の対象となる場合があります。
- (2) 開所時間 平日 12 時間以上 （1 時間の有料延長保育実施） 土曜日 11 時間以上

## 8 経済的基盤

認可保育所を開設するためには、開設後に安定的な運営を行うため、次に示す経済的基盤が必要です。

- (1) 保育所の施設整備に必要な資金  
施設整備費で、自己資金や寄付金、借入金などの確保が確実なこと。また、借入金の償還財源が確保されていること
- (2) 保育所の運営に必要な資金【借入による調達は認めません】
  - ① 設置運営者が社会福祉法人の場合
    - ・基本財産 300 万円
    - ・運用財産 保育所年間事業費の 1/12  
法人事務費 約 100 万円
  - ② 設置運営者が社会福祉法人以外の場合
    - ・運用財産 保育所年間事業費の 1/12
    - ・不動産の貸与を受けて施設を運営する場合には、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための 1 年間の賃借料に相当する額と 1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超える場合には当該 1 年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有すること【借入による調達は認めません】

※施設整備借入金の返済及び不動産の賃借料の支払いは、本市に事前に協議の上、保育所運営費から支払うことも可能ですが、適切な施設運営が確保され、12 ヶ月以上資金計画及び償還計画を着実に履行している場合等一定の要件を満たすと認められる場合に限りです。

※その他、詳しくは「保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知）」および「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）」を参照してください。

## 9 公定価格（委託費）

児童福祉法第51条第5号の規定により、保育所が保育の実施に要する費用（公定価格）は、本市から毎月委託費として支給します。公定価格は、定員規模、地域等により、基本分単価（入所児童一人あたりの委託費の月額単価）が定められており、これに実際に入所する児童数を乗じて得た金額の合計になります。

なお、一定の要件を満たす場合には、基本分単価に主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算、処遇改善等加算、賃借料加算等が加算されます。

### ※構造イメージ

$$\begin{aligned} \text{公定価格} &= \text{基本額（人件費・管理費・事業費）} \\ &\quad + \\ &\quad \text{加算額（主に人件費，管理費，地域に応じた加算等）} \end{aligned}$$